鴨川市令和８年台風第 25 号に係る公費解体及び撤去に関する要綱を次のように定める。

令和８年 10 月 20 日

鴨川市長　佐々木　久之

鴨川市告示第 180 号

鴨川市令和８年台風第 25 号に係る公費解体及び撤去に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、令和８年台風第 25 号によって被災した損壊家屋等を、所有者等の申請に応じて、所有者等に代わり市が解体及び撤去（解体及び撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　損壊家屋等　損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。

（２）　損壊建築物　令和８年台風第 25 号で損壊した市内に存する家屋、事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　罹災証明書（災害対策基本法第 90 条第２項に基づき市長が発行する書類をいう。以下同じ。）により証明された被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊である建築物

イ　アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物

（３）　損壊工作物等　損壊建築物のある同一敷地内に存する令和８年台風第 25 号により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体及び撤去が行われるもの。

（４）　被災民有地　個人又は法人（中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者又はこれに準じる規模のその他の法人に限る。）が所有する市内に存する土地（損壊家屋等が存するもの（損壊家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

（５）　災害廃棄物等　令和８年台風第 25 号によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

（公費解体及び撤去の対象物）

第３条　公費解体の対象となる物は、損壊家屋等とする。

２　撤去の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物とする。

３　損壊家屋等を改修するための解体その他の当該損壊家屋等の一部の解体及び撤去は、

行わないものとする。

（対象者）

第４条　公費解体及び撤去の申請を行うことができる者は、令和８年９月21日（以下「基準日」という。）における損壊家屋等を所有する者又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

２　前項の申請者が基準日後に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

（申請）

第５条　公費解体及び撤去を希望する者は、公費解体及び撤去に関する申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、運転免許証又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の原本を提示する場合は、第１号及び第２号の表１の項イに掲げる書類を除く。

（１）　運転免許証又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し

（２）　次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
１　代理人が申請する場合	次のア及びイに掲げる書類 ア　公費解体及び撤去に関する委任状（別記第２号様式） イ　運転免許証又は個人番号カードその他代理人の本人確認ができる書類の写し
２　損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類。 ア　公費解体及び撤去に関する同意書（別記第３号様式） イ　同意者に係る第１号に掲げる書類
３　賃貸物件の所有者が申請する場合	賃借人全員の公費解体及び撤去に関する同意書（別記第４号様式）
４　所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請を行う場合	差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記に係る債権者全員の公費解体及び撤去に関する同意書（別記第５号様式）
５　所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次のア及びイに掲げる書類。ただし、所有者の相続人の全員が１人であるときは、イに掲げる書類を除く。 ア　所有者の死亡を証する書類 イ　相続人の全員（申請者を除く。）に係る登録印が押印された遺産分割協議書の写し
６　所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する	次のア及びイに掲げる書類 ア　所有者の死亡を証する書類 イ　共同相続人の全員（申請者を除く。）に係る公費解体

相続人が決まっていない場合	及び撤去に関する同意書（別記第３号様式）

（３）　次のア又はイのいずれかに該当する場合には、前号の表２の項、３の項、４の項及び６の項の右欄に掲げる書類（表６の項アの書類を除く）の添付を省略することができる。

ア　損壊家屋等について、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 57 条の規定による申請に基づき滅失の登記が行われた場合又は同法第 28 条に基づき職権滅失登記が行われた場合

イ　申請者から提出された損壊家屋等の建物性に関する申告書（別記第６号様式）に基づき、建物性がないものと市長が判断した場合

（４）　第２号の表２の項、３の項、４の項及び６の項の左欄の区分に該当する場合でかつ、同表右欄で定める全員からの同意書を取得することが困難であると認められる場合において申請者から公費解体及び撤去に関する宣誓書（別記第７号様式）の提出があった場合は、第２号の表２の項、３の項、４の項及び６の項の右欄に掲げる書類（表６の項アの書類を除く）の添付を省略することができる。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項に掲げる書類（第１号、第２号の表１の項イ及び第２号の表５の項イを除く）は特段の事情がある場合を除き、基準日以降に作成された原本を提出するものとする。

３　第１項の規定による申請の受付期間は、この告示の施行日から令和８年 12 月 10 日までとする。ただし、所有者不明建物管理人等が申請する場合の受付期限は、市長が別に定める。

（審査）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る公費解体及び撤去の実施を決定したときは、申請者に対し、公費解体及び撤去の決定通知書（別記第８号様式）によりその旨を通知するものとする。

２　市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、公費解体及び撤去の却下決定通知書（別記第９号様式）により、公費解体及び撤去をしない旨を通知するものとする。

（１）　前項の審査の結果、公費解体及び撤去の実施が不適当と決定したとき。

（２）　申請者の責めに帰すべき事由により、損壊家屋等の解体及び撤去の実施日においても解体が実施できず、その後損壊家屋等の解体及び撤去の実施日の日程について通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じないこと等により、公費解体及び撤去の実施が不適当と決定したとき。

（公費解体及び撤去の費用の負担）

第７条　前条第１項の規定による決定に基づき実施した公費解体及び撤去に係る費用は、第１条の目的を達成するために市長が必要と認める範囲で、市が負担する。

（遵守事項）

第８条　公費解体及び撤去に際し、第６条第１項の規定による決定の通知を受けた申請者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）　損壊建築物に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線

等の除去工事及びこれに伴う諸手続は、申請者がそれぞれの供給事業者に対し必要な手続を損壊家屋等の解体及び撤去の実施前までに完了すること。

（2） 他者の災害廃棄物その他の廃棄物を解体及び撤去対象として申請しないこと。

（3） 虚偽の申請を行わないこと。

（4） 損壊家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、隣接地の所有者等に対してその旨を民法第209条第3項の規定により通知し、その内容を記載した公費解体及び撤去に関する土地使用の連絡（別記第10号様式）を市長に提出すること。

（5） 損壊家屋等の解体及び撤去の実施については、事前に近隣への周知を行うこと。

（6） 第1号に掲げる、又はこれに類するような損壊家屋等の解体及び撤去に伴う諸手続については、申請者が行うこと。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

（事前立会及び家財道具等の搬出等）

第9条 申請者は、損壊家屋等の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、解体及び撤去前の申請者、解体業者、市等との事前立会又はこれに類する方法において、やむを得ない理由により搬出が困難であると認められたときは、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定による搬出が困難な家財道具等があるときは、当該物が家財道具等であることを明示するとともに、損壊家屋等の解体及び撤去後の家財道具等の保管について適切に対応しなければならない。

3 損壊建築物内にある家財道具等のうち明示のないものは、災害廃棄物とみなして、これを撤去し、処分するものとする。

4 搬出が困難な家財道具等の管理については、市は、その責任を負わない。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、やむを得ない理由がある場合は、公費解体及び撤去の申請を取り下げることができる。この場合において、当該申請に係る損壊家屋等の解体及び撤去に着手した後は、取り下げることができないものとする。

2 前項の規定による申請の取下げは、取下げの事由が生じた日以後速やかに公費解体及び撤去に係る申請取下書（別記第11号様式。以下「取下書」という。）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、公費解体及び撤去を行わない旨を通知するものとする。

（1） 第1項に規定する期限までに取下書が提出されたとき。

（2） 申請者から公費解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知した後も当該期限までに取下書の提出がないとき。

（完了通知）

第11条 市長は、損壊家屋等の解体及び撤去後、申請者、解体業者、市等との完了立会又はこれに類する方法によりその完了を確認したときは、申請者に対し、公費解体及び

撤去の完了通知書（別記第12号様式）によりその旨を通知するものとする。

（補則）

第12条　この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別　記

第１号様式（第５条関係）

公費解体及び撤去に関する申請書

年　　月　　日

鴨川市長

申請者（損壊家屋等の所有者又は受任者）

ふりがな	
氏　名 （法人名称・代表者氏名）	
家屋等所有者との関係	□ 本人　　□ 本人以外（　　）
住民票住所 （事業所所在地）	〒
避難先住所 （決定通知等送付先）	〒
電話番号	自宅：　　携帯：

令和８年台風第25号により損壊した家屋等の解体及び撤去について申請します。

１．解体及び撤去を希望する損壊家屋等の所在地

２．解体及び撤去を希望する損壊家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の氏名）

３．解体及び撤去を希望する損壊家屋等の数

①住宅（　　棟）

②その他 ※納屋、倉庫、土蔵、事務所、店舗等の種類と、その数を記入してください。

（　　）

③被災民有地への災害等廃棄物の流入及び漂着の有無（　有　・　無　）

※ 上記のうち、罹災証明書が交付されないものについては、申請受付け後、被害状況の調査を行います。

４．解体及び撤去を希望する住宅等の罹災証明書の取得　　□取得済み、□未取得

５．確認事項

①本申請の対象の損壊家屋等（申請者又はその代理人が、当該家屋等の解体に着手する前までに、処分に同意しない旨を申し出たものを除く。）の解体及び撤去に関しては、すべての権利関係者（共有者、相続権者、抵当権者等）の同意を得ており、鴨川市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起はしません。

②損壊家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者である私の責任において解決することを確約します。

③損壊家屋等の解体及び撤去の実施のため、鴨川市及びその委託を受けた者が本申請書の対象の家屋等の敷地内に立ち入ることに同意します。

④本申請書に記載された個人情報その他の情報については、鴨川市が関与する災害対応関連の事業に提供することを同意します。

⑤本申請書に関する内容を確認するため、鴨川市の各課室及び関係する行政機関から必要な情報の提供を受けることに同意します。

上記確認事項に同意します。

署名欄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第５条関係）

公費解体及び撤去に関する委任状

年　　月　　日

鴨川市長

（委任者）
ふりがな
氏　名

住　所

電　話

私は、以下の権限を下記の者に委任します。（該当の□にレ印を入れてください。）

□　私が所有する下記の損壊家屋等の解体及び撤去に関する申請書及び当該申請に必要な書類を鴨川市に提出すること。

□　申請書類に不備がある場合、当該申請の補正または取り下げをすること。

□　下記の損壊家屋等の解体及び撤去に係る事前・事後の立会い

□　その他、当該申請に関して必要な一切の権限

記

（受任者）
ふりがな
氏　名

住　所

電　話（固定）
（携帯）

１　解体及び撤去を希望する損壊家屋等の所在地

２　解体及び撤去を希望する損壊家屋等の種類、名称等

第３号様式（第５条関係）

公費解体及び撤去に関する同意書
（共有名義人・相続権者）

年　　月　　日

鴨川市長

（共有名義人・相続権者）

ふりがな
氏　名

住　所

電　話

私は、下記の損壊家屋等の解体及び撤去に関して、当該損壊家屋等の（共有名義人・相続権者）として、解体及び撤去に同意します。

記

1　解体及び撤去を希望する損壊家屋等の所在地

2　解体及び撤去を希望する損壊家屋等の種類、名称等

3　損壊家屋所有者等

第４号様式（第５号様式）

公費解体及び撤去に関する同意書
（借家等の居住者）

年　　月　　日

鴨川市長

（借家等の居住者）
住　所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名
（法人の場合名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が居住する下記の建物に関して、以下のことに同意します。

１　申請者＿＿＿＿＿＿＿＿が、鴨川市に下記の損壊家屋等の解体及び撤去の申請を行うこと。

２　申請者が、損壊建築物内の家財道具等を撤去すること。

※　複数世帯の居住がある場合は、世帯主全員の同意書が必要です。

記

損壊家屋等　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種類・名称等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者　住　所（所在）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第５号様式（第５条関係）

公費解体及び撤去に関する同意書
（損壊家屋等に関する権利設定者（抵当権者等））

年　　月　　日

鴨川市長

（損壊家屋等に関する権利設定者）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、下記の損壊家屋等の解体及び撤去（以下「解体等」という。）に関して、当該損壊家屋等に関する権利設定者として、解体等に同意します。

記

1　損壊家屋等の所在地

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　損壊家屋等の種類、名称等

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　損壊家屋等の所有者等

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　損壊家屋等に関して設定した権利（設定年月日等詳しく記入）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　損壊家屋等に関して設定した権利が複数ある場合は、それぞれ記載してください。
※　金融機関等から交付される抵当権解除証書等の抹消書類を提出する場合は当該同意書の提出は不要です。

第６号様式（第５条関係）

損壊家屋等の建物性に関する申告書

年　　月　　日

鴨川市長

（申請者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が、　　年　　月　　日付により解体及び撤去の申請を行った損壊家屋等について下記の理由により建物性が認められないと考えるため、その旨を申告します。

記

建物性が認められない損壊家屋等	損壊家屋等の種類	理由
１棟目	□ 住宅　□ 納屋 □ 土蔵　□ 事務所 □ 店舗　□ 塀等 □ その他 （　　）	□ 建物全体が倒壊又は流失している □ 建物が火災により全焼している □ 複数階建ての建物の下層階部分が圧潰している □ 建物の壁がなくなり柱だけになっている □ 傾いており自立が困難となっている □ 土台から離れている
２棟目	□ 住宅　□ 納屋 □ 土蔵　□ 事務所 □ 店舗　□ 塀等 □ その他 （　　）	□ 建物全体が倒壊又は流失している □ 建物が火災により全焼している □ 複数階建ての建物の下層階部分が圧潰している □ 建物の壁がなくなり柱だけになっている □ 傾いており自立が困難となっている □ 土台から離れている
３棟目	□ 住宅　□ 納屋 □ 土蔵　□ 事務所 □ 店舗　□ 塀等 □ その他 （　　）	□ 建物全体が倒壊又は流失している □ 建物が火災により全焼している □ 複数階建ての建物の下層階部分が圧潰している □ 建物の壁がなくなり柱だけになっている □ 傾いており自立が困難となっている □ 土台から離れている

※敷地内に建物性が認められないと考えられる損壊家屋等が複数ある場合には損壊家屋等ごとに表中各行に示してください

※建物性が認められないと考えられる損壊家屋等が４棟以上ある場合は、４棟目以降の表を別紙としてください。

※可能な範囲で当該倒壊家屋等の写真を添付または受付窓口で提示してください。

第７号様式（第５条関係）

公費解体及び撤去に関する宣誓書

（共有者）・（法定相続人）・（所有者以外の権利者）用

年　　月　　日

鴨川市長

（申請者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が解体及び撤去の申請をいたしました下記の損壊家屋等について、同意書の取得が困難な状況ですが、下記１及び２に記載の事情からして、当該家屋等の（共有者・法定相続人・所有者以外の権利者）らから、本申請について異議が述べられることはないと考えられます。

仮に後日、同意書を取得できていない（共有者・法定相続人・所有者以外の権利者）との間に当該家屋等の解体・撤去について紛争が発生した場合には、私の責任において解決することを宣誓いたします。

ついては、本宣誓書をもって解体及び撤去の手続を進めていただくようお願いいたします。

記

１　（共有者・法定相続人・所有者以外の権利者）全員から同意書を取得することができない事情

□　（共有者・法定相続人・所有者以外の権利者）から応答がない

□　その他（　　）

２　損壊家屋等の状況

□　建物としての価値がない状態にある

□　建物の存立を前提とした場合の修理に要する費用が取壊しに要する費用を上回る

□　取り壊さないと建物が周囲に損害を与えるおそれがある

□　その他（　　）

第８号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長

公費解体及び撤去の決定通知書

申請のありました令和８年台風第 25 号に伴う損壊家屋等について、解体及び撤去することに決定したので通知します。

記

１　整理番号

２　損壊家屋等の所在地

３　その他連絡事項

第９号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長

公費解体及び撤去の却下決定通知書

申請のありました令和８年台風第 25 号に伴う損壊家屋等について、解体及び撤去しないことに決定したので通知します。

記

１　整理番号

２　損壊家屋等の所在地

３　解体及び撤去しないことに決定した損壊家屋等

４　解体及び撤去しない理由

第10号様式（第８条関係）

公費解体及び撤去に関する土地使用の連絡

令和　　年　　月　　日

（隣地所有者、使用者）

様

（依頼者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私が所有しております＿＿＿＿＿＿関し、解体及び撤去を行うこととなりました。

つきましては、解体及び撤去工事を行うにあたり、民法第209条の規定に基づき、隣接する貴殿の　所有・使用　する土地を必要最小限の範囲で立ち入り、使用させて頂きたくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１　使用目的　＿＿＿＿＿＿＿で損壊した＿＿＿＿＿＿の解体及び撤去を行うため。

２　使用予定時期
　令和　　年　　月　　日　　時～　　時頃

３　使用場所
　貴殿が　所有・使用　する下記の土地の※1＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　使用する土地の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　使用方法※2＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上

※１「○○側境界付近」等使用する範囲を記入してください。
※２「足場を設置するため」「機材を搬入するため」等使用の方法を記入してください。

第11号様式（第10条関係）

年　　月　　日

鴨川市長

申請者（損壊家屋の所有者又は受任者）
ふりがな
氏 名
（法人名称・代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所（事業所所在地）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公費解体及び撤去に関する申請取下書

年　　月　　日付　第　　号で解体及び撤去の決定通知があった下記の損壊家屋等の解体及び撤去に関する申請を取り下げます。

記

1　整理番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　損壊家屋等の概要
（1）　所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（2）　損壊家屋等の種類及び名称
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第12号様式（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長

公費解体及び撤去の完了通知書

申請のありました令和８年台風第 25 号に伴う損壊家屋等の解体及び撤去について、下記のとおり完了しましたので通知します。

記

１　整理番号

２　損壊家屋等の所在地

３　損壊家屋等の概要

４　解体及び撤去完了日　　年　　月　　日